

○ 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

- ・主な改正内容は以下のとおり

職業訓練基準等の見直し

主要産業分野の訓練科を実施する際の標準的な訓練内容(教科の細目、学科・実技の訓練時間数の配分等)を現状の技術動向を踏まえ、より適切なものに改める。

また、訓練内容の見直しにより、職業訓練指導員試験の実技試験の科目及び学科試験の科目の内容を改める。

・改正を予定している分野

普通課程の普通職業訓練(別表第2)

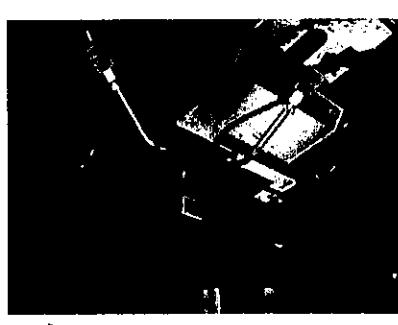
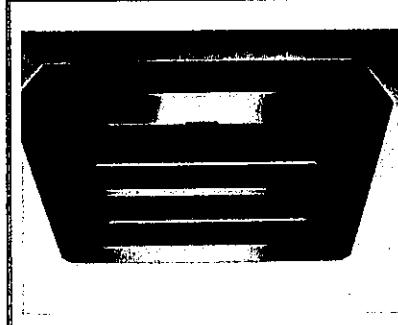
金属分野、機械・メカトロニクス分野、自動車・揚重運搬機械運転系、情報・通信分野

専門課程及び応用課程の高度職業訓練(別表第6, 7)

電気・電子・情報分野

職業能力開発総合大学校における訓練課程の見直しを踏まえた技能検定1級の受検資格の整備

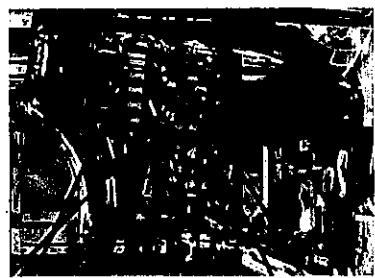
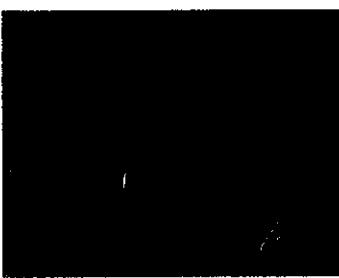
技能検定1級の受検資格として求められる実務経験について、平成26年度から開始する指導員訓練課程(長期養成課程・短期養成課程)の再編整備に対応した見直しを行う。



本学部、他家の機械加工技術で加工する方法に加えて、金屬加工法も、
多くの放電加工法と機械加工法との併用法があります。
近年の加工形態の多様化と共に、「切削加工法及び研削加工法」を放電加工等も含
めた呼称「機械加工法」が改められました。

放電加工法

機械・火力二分野



金属切削加工法、非金属の表面仕上げ、二通り・火力・金属性の金属の
密着性の高さ薄い皮膜を素材に機械加工法、その方法、電気加工法。
専攻学科の訓練時間は200時間から210時間に亘ります。
この技術の向上を図るためには、防食、外観の良さのため製品力強化などに、
近年の技術向上上設備改善工事、防食、外観の良さのため製品力強化などを目指す
専攻科の火力の訓練時間が重要な要素です。

火力



自転車(ホイール)のホイール、ドアハンドルなどの工場で、
古くから大体中南部鍛造専門校、現在では、今や半数以上。
溶接加工金属を形成する以外、その他特殊な工場の製作手法。
専攻科の訓練時間は200時間から220時間に亘ります。
該部門は設備投資額が大きい上、用意にかかる計算の知識が必要なため、専攻
該部門は設備投資額が大きい上、用意にかかる計算の知識が必要なため、専攻

鍛造

金属分野

鍛造課題(別表第2)

各分野の主な改正内容は以下のとおり。

1. 鍛造課題の見直し内容

自動車・揚重運搬機械運転分野

☆教科の科目を「艤装法」等に改める。
〔ぎそう〕

「艤装法」等を船舶、自動車、鉄道車両等で広く産業界で使用されている一般的な表記である「艤装法」等に改める。

【艤装とは】

船舶・自動車・鉄道車両などの製造過程のうちで、原動機や室内外の各種装備などを船体や車体に取り付ける工程をいう。



情報・通信分野

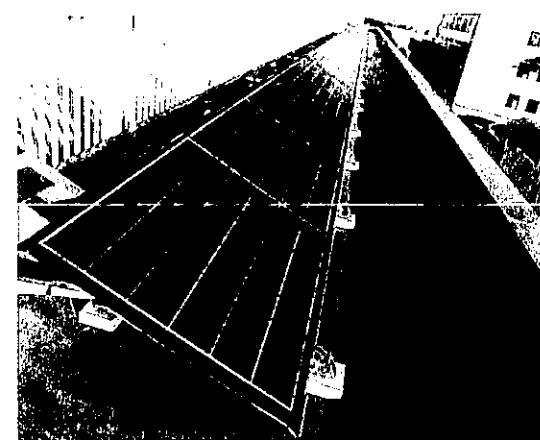
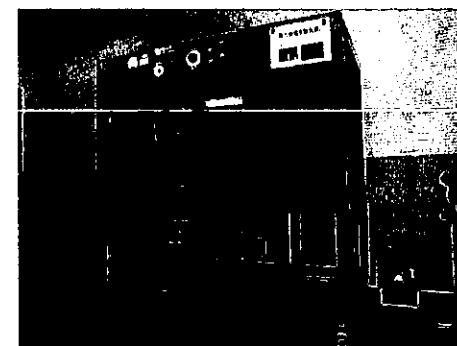
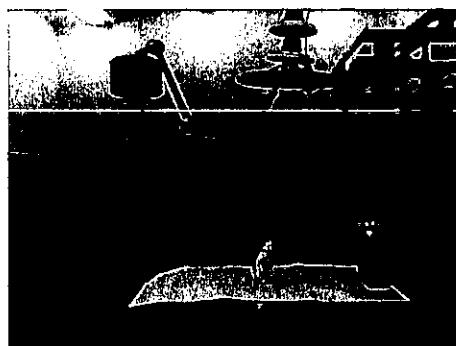
☆教科の科目を「ソフトウェア概論」に改める。

「ソフトウェア工学概論」を情報分野における広義の呼称として「ソフトウェア概論」に改める。

専門・応用課程(別表第6・7)

電気・電子システム系

☆教科の科目に「電力工学」、「電力設備実験」を加える。
技術動向により、電力関連の内容がより求められているため。



職業訓練指導員試験の見直し

職業訓練指導員試験の見直し

規則別表第11

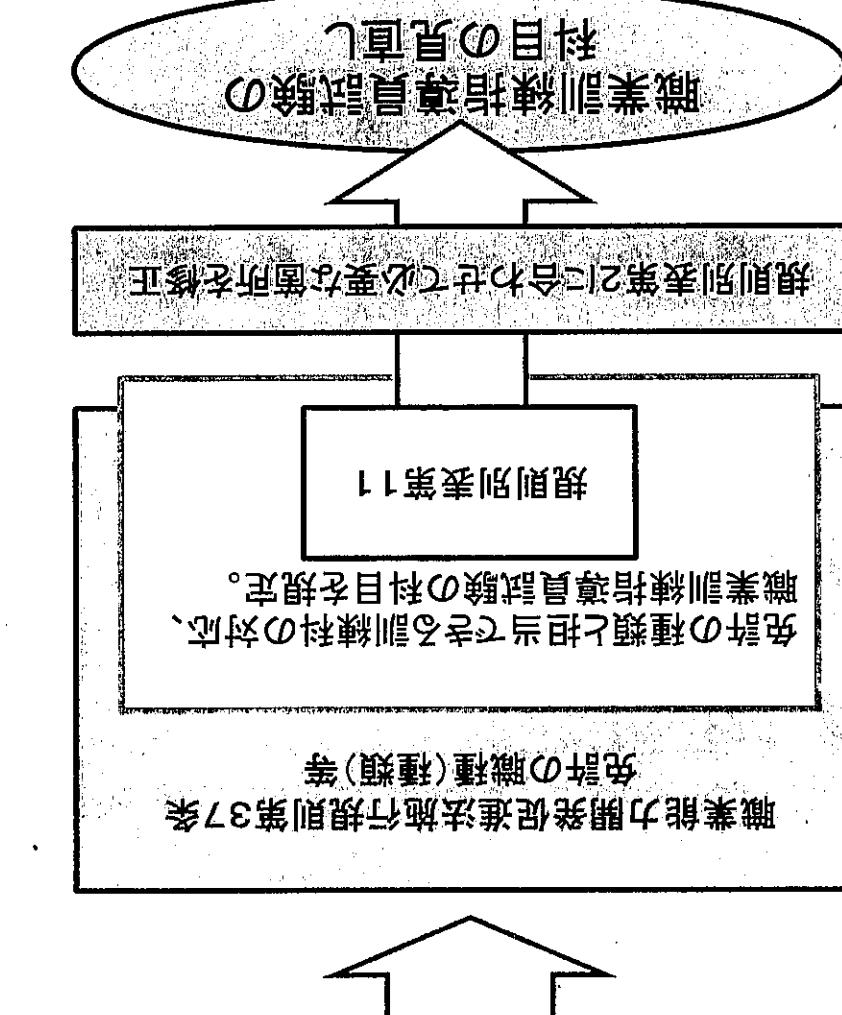
免許の種類と担当する訓練科の対応、
職業訓練指導員試験の科目を規定。

免許の種類(種類(種類)等

職業能力開発促進法施行規則第37条

免許等が必要。

職業能力開発法第28条



標準的教訓機内容の見直し

標準的教訓機内容の見直し

一部に近年の産業技術・産業動向等との関連が見らる。

規則別表第7

専門課程の高
度職業訓練

専用課程の高

規則別表第6

専門課程の高
度職業訓練

専用課程の高

規則別表第2

普通課程の普
通職業訓練

普通課程の普
通職業訓練

以上の標準的教訓機内容等を規定。

職業能力開発促進法施行規則第14条

専門課程の高度職業訓練

専用課程の高度職業訓練

専用課程の普通職業訓練

専用課程の普通職業訓練

普通課程の普通職業訓練

職業能力開発基準等の見直し

厚生労働省令決定の令基準による改正(昭和26年)。

普通職業訓練(特に普通職業訓練又は高度職業訓練)における職業能力開発施設(特に普通職業訓練又は高度職業訓練)における職業能力開発促進法第19条

免許等が必要。

普通職業訓練(特に普通職業訓練又は高度職業訓練)における職業能力開発促進法第28条

公共職業能力開発施設(特に普通職業訓練又は高度職業訓練)における職業能力開発促進法第28条

厚生労働省令決定の令基準による改正(昭和26年)。



2 職業能力開発総合大学校における訓練課程の見直しを踏まえた技能検定1級の受検資格の整備内容

- ・主な改正内容は以下のとおり。

☆技能検定1級の受検資格の整備

- 職業能力開発総合大学校で行う指導員訓練課程については、現行の新規高卒者を対象とする4年制訓練（「長期課程」）を廃止し、職業訓練指導員になろうとする大卒者等を対象に、ものづくりに関する最先端の技術・技能や指導技法、就職支援技法等のハイレベルの職業訓練指導員として必要な能力を付与するための訓練（訓練期間が原則2年の「長期養成課程」及び1か月～1年の「短期養成課程」）が新たに設けられるところ。
- 1級の技能検定の受検資格について、従前の長期課程での取扱いを踏まえ、原則2年の訓練を行う長期養成課程については修了後、実務経験なしに受検資格を得られるものとし、訓練期間が1ヶ月～1年と限られる短期養成課程については長期課程と同様に修了後1年以上の実務の経験を有した場合に受検資格を得られるものとする。

(～H26.3)

高卒者

| 課程 | 訓練期間 | 1級技能検定の受検資格 |
|------|------|---------------------|
| 長期課程 | 4年 | 修了後、1年以上の実務の経験を有する者 |

(H26.4～)

工科系大学(4年間)卒業者や
職業能力開発総合大学校の総合
課程(4年間)修了者等

民間企業の者等
多様な者



| 課程 | 訓練期間 |
|--------|-------------------------|
| 長期養成課程 | 原則2年 (4年の総合課程修了者は1年) |
| 短期養成課程 | 1か月～1年 |



| 1級技能検定の受検資格 |
|---------------------|
| 修了後、実務経験なく受検可 |
| 修了後、1年以上の実務の経験を有する者 |

